

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第40号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成24年2月12日 12時33分ごろ	
発生場所	関門港若松第5区 北九州市所在の堺川第2号灯浮標 （概位 北緯33°55.2′ 東経130°52.6′）	
事故等調査の経過	平成24年3月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油タンカー 第六わかづ丸、749トン 135201、宮本汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 右舷後部外板に擦過傷 灯浮標 防護枠に曲損、浮体部に擦過傷等	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、関門航路を西進し、関門港小倉区の企業棧橋に着棧するため、堺川水路に入航しようとしたところ、船長が、海上保安庁関門海峡海上交通センターからの連絡により、堺川水路からの出航船が存在することを知った。</p> <p>船長は、出航船を目視により確認し、関門航路と堺川水路の接続部で出航船と接近しないよう、低速力として出航船を先行させたのち、同じ速力で堺川水路に入航中、潮流により船体が右舷方に圧流され、平成24年2月12日12時33分ごろ右舷後部外板が堺川第2号灯浮標に衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 北西流約2.4ノット</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、関門航路に接続する堺川水路に入航中、潮流により船体が右舷方に圧流されたことから、右舷後部外板が堺川第2号灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、関門航路に接続する堺川水路に入航中、潮流により船体が右舷方に圧流されたため、右舷後部外板が堺川第2号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低速時には、潮流による圧流を考慮した操船を行うこと。 	